

基本理念（案1-1）

(前文あり)

【事務局修正案】

区は、国における個人情報保護法制の確立に先駆けて杉並区個人情報保護条例を制定するなど、個人情報の保護に関する先進的な取組を行い、区民の権利利益の保護と信頼される区政の実現に努めてきたところ、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の改正（令和3年5月17日公布）により、地方公共団体の個人情報保護制度は法の規律に一元化されることとなり、一大転機を迎えることとなった。

区は、飛躍的に進展する情報通信技術を活用した先進的な施策を実施し、更なる区民福祉の増進及び適切かつ円滑な行政運営を図るとともに、個人情報の取扱いに当たっては十分なセキュリティ対策を施し、情報漏えい等の事件、事故を防止しなければならない。また、法の趣旨を踏まえつつ、これまでの区が進めてきた個人情報の適正な取扱いを確保するための取組を維持向上させることにより、区民等の権利利益を保護することとする。

(区の機関の責務)

区の機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。以下同じ。）は、個人情報を収集し、又は保有個人情報を管理し、若しくは利用するにあたっては、区民等の権利利益を保護するため、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

事業者は、その事業の実施に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、その適正な取扱いに努めなければならない。

(区民の責務)

区民は、個人情報の保護の重要性を認識し、その取扱いに当たっては、他者の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

【修正前】

区は、国における個人情報保護法制の確立に先駆けて杉並区個人情報保護条例を制定するなど、個人情報の保護に関する先進的な取組を行い、区民の基本的人権の尊重と信頼される区政の実現に努めてきたところ、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の改正（令和3年5月17日公布）により、地方公共団体の個人情報保護制度は法の規律に一元化されることとなり、一大転機を迎えることとなった。

このような中、区は、法の趣旨を踏まえつつ、これまでの個人情報の保護に向けた取組に誇りを持ち、これを維持向上させるよう努めるとともに、個人の権利利益に配慮しながらも日々飛躍的に進展する情報通信技術を活用した先進的な施策を実施することで、更なる区民福祉の増進及び適切かつ円滑な行政運営を図ることとする。

(区の機関の責務)

区の機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。以下同じ。）は、個人情報を収集し、又は保有個人情報を管理し、若しくは利用するにあたっては、区民の基本的人権を尊重するとともに、個人情報の保護及び区民福祉の増進を図るため必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

事業者は、その事業の実施に当たっては、個人情報の保護に係る区民の基本的人権を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

(区民の責務)

区民は、相互に個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

【事務局修正案に対する部会委員意見】

区は、国における個人情報保護法制の確立に先駆けて杉並区個人情報保護条例を制定するなど、個人情報の保護に関する先進的な取組を行い、区民の権利利益の保護と信頼される区政の実現に努めてきたところ、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の改正（令和3年5月17日公布）により、地方公共団体の個人情報保護制度は法の規律に一元化されることとなり、一大転機を迎えることとなった。

このような中、区は、誇りをもって取組んできた個人情報の保護について、法の趣旨を踏まえ、さらに維持向上させ、区民の権利利益の保護を図ることとする。ただし、区は、法の趣旨を超え、過度に個人情報保護を強調することによって、区民福祉の増進を阻害しないよう配慮しなければならない。

（区の機関の責務）

区の機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。以下同じ。）は、個人情報を収集し、又は保有個人情報を管理し、若しくは利用するにあたっては、区民等の権利利益を保護するため、個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。

（事業者の責務）

事業者は、その事業の実施に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、その適正な取扱いに努めなければならない。

（区民の責務）

区民は、個人情報の保護の重要性を認識し、その取扱いに当たっては、他者の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

【修正前】

区は、国における個人情報保護法制の確立に先駆けて杉並区個人情報保護条例を制定するなど、個人情報の保護に関する先進的な取組を行い、区民の基本的人権の尊重と信頼される区政の実現に努めてきたところ、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の改正（令和3年5月17日公布）により、地方公共団体の個人情報保護制度は法の規律に一元化されることとなり、一大転機を迎えることとなった。

このような中、区は、法の趣旨を踏まえつつ、これまでの個人情報の保護に向けた取組に誇りを持ち、これを維持向上させるよう努めるとともに、個人の権利利益に配慮しながらも日々飛躍的に進展する情報通信技術を活用した先進的な施策を実施することで、更なる区民福祉の増進及び適切かつ円滑な行政運営を図ることとする。

（区の機関の責務）

区の機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。以下同じ。）は、個人情報を収集し、又は保有個人情報を管理し、若しくは利用するにあたっては、区民の基本的人権を尊重するとともに、個人情報の保護及び区民福祉の増進を図るため必要な措置を講じなければならない。

（事業者の責務）

事業者は、その事業の実施に当たっては、個人情報の保護に係る区民の基本的人権を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

（区民の責務）

区民は、相互に個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

【事務局修正案】

（基本理念）

区の機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。以下同じ。）は、法の趣旨を踏まえつつ、これまでの区が進めてきた個人情報の適正な取扱いを確保するための取組を維持向上させることにより、区民等の権利利益を保護することとする。

２ 区の機関は、飛躍的に進展する情報通信技術を活用した先進的な施策を実施し、更なる区民福祉の増進及び適切かつ円滑な行政運営を図るとともに、個人情報の取扱いに当たっては十分なセキュリティ対策を施し、情報漏えい等の事件、事故を防止しなければならない。

（事業者の責務）

事業者は、その事業の実施に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、その適正な取扱いに努めなければならない。

（区民の責務）

区民は、個人情報の保護の重要性を認識し、その取扱いに当たっては、他者の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

【修正前】

（基本理念）

区の機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。以下同じ）は、区民の基本的人権の尊重と信頼される区政の実現を図るため、これまでの個人情報の保護に向けた取組に誇りを持ち、これを維持向上させるよう、時代に即した必要な措置を講じなければならない。

２ 区の機関は、区民福祉の増進及び適正かつ円滑な行政運営を図るため、個人の権利利益に配慮しながらも日々飛躍的に進展する情報通信技術を活用した先進的な施策を実施するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

事業者は、その事業の実施に当たっては、個人情報の保護に係る区民の基本的人権を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

（区民の責務）

区民は、相互に個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

【事務局修正案に対する部会委員意見】

（基本理念）

区の機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。以下同じ。）は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の改正（令和3年5月17日公布）法の趣旨を踏まえつつ、これまでの区が進めてきた個人情報の適正な取扱いを確保するための取組をさらに維持向上させることにより、区民等の権利利益を保護することとする。ただし、区の機関は、法の趣旨を超え、過度に個人情報保護を強調することによって、区民福祉の増進を阻害することのないよう配慮するものとする。
~~2 区の機関は、飛躍的に進展する情報通信技術を活用した先進的な施策を実施し、更なる区民福祉の増進及び適切かつ円滑な行政運営を図るとともに、個人情報の取扱いに当たっては十分なセキュリティ対策を施し、情報漏えい等の事件、事故を防止しなければならない。~~

（事業者の責務）

事業者は、その事業の実施に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、その適正な取扱いに努めなければならない。

（区民の責務）

区民は、個人情報の保護の重要性を認識し、その取扱いに当たっては、他者の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

【修正前】

（基本理念）

区の機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員及び農業委員会をいう。以下同じ）は、区民の基本的人権の尊重と信頼される区政の実現を図るため、これまでの個人情報の保護に向けた取組に誇りを持ち、これを維持向上させるよう、時代に即した必要な措置を講じなければならない。
2 区の機関は、区民福祉の増進及び適正かつ円滑な行政運営を図るため、個人の権利利益に配慮しながら日々飛躍的に進展する情報通信技術を活用した先進的な施策を実施するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

事業者は、その事業の実施に当たっては、個人情報の保護に係る区民の基本的人権を侵害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。

（区民の責務）

区民は、相互に個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に努めるとともに、個人情報の保護に関する区の施策に協力しなければならない。